

災害支援に関する決議（案）

令和六年能登半島地震をはじめ自然災害が各地で頻発する中、被災者の生活再建には、罹災証明書の迅速な交付が欠かせないものである。

このため、日本不動産鑑定士協会連合会及び各都道府県不動産鑑定士協会では、不動産鑑定士の社会的使命として、罹災証明書の交付に不可欠な住家被害認定調査に関する次の支援活動を進めっていると承知している。

まず、事前防災として、不動産鑑定士や全国の自治体職員に対する研修を定期的に実施し、災害時の住家被害認定調査が円滑に進むよう、そのスキルアップに努めていること。

※ 連合会では、令和三年～五年に住家被害認定に関する研修を六回実施し、計五、五三六名が参加（うち不動産鑑定士二、三八二名、自治体職員三、一五四名）。

また、災害時には、不動産鑑定士を被災自治体に派遣し、調査の実施体制等に関する助言、全国自治体からの応援職員向け講習会の実施、専門家としての住民説明等の支援活動を行っていること。

※ 令和六年能登半島地震に際しては、石川県からの支援要請を踏まえ、被災市町に延べ一、五六四名、実人数二六二名の不動産鑑定士を派遣。

さらに、今後、発災直後からの迅速な被災自治体への支援等が可能となるよう、全国の自治体との事前協定の締結に協会をあげて取り組むこととしていくこと。

※ 石川県との間では、本年九月五日付で事前協定（災害時の不動産鑑定士派遣及び平時の研修実施）を締結。同協定に基づき九月の豪雨災害に係る支援を実施。

政府においては、これらの活動につき、十分な理解と共に十分な支援（全国の自治体への情報提供や災害対応マニュアルへの位置づけ等）を行うべく、財政面を含め必要な措置に取り組むよう、ここに決議する。

令和六年十一月二十六日

不動産鑑定士制度推進議員連盟

会長 加藤 勝信